

## 中野三丁目地区に係る都市計画の案

- 1 東京都市計画土地区画整理事業  
中野三丁目土地区画整理事業の決定 ..... 9 頁  
\*総括図・計画書・計画図

**東京都都市計画土地区画整理事業  
(中野区決定)総括図  
中野三丁目土地区画整理事業**

◎開発地域・地区、日影規制  
平成10年6月24日 白示、施行  
両地域地区等の全体を覆し  
平成10年3月31日 一部改正告示、施行  
妙法寺川・江西田川流域：高密度地区変更  
平成21年3月1日 一部改正告示、施行  
東京大学馬場中野前駒込辺り地区変更  
防火地域、準防火地域変更  
平成21年6月22日、平成23年6月10日 一部改正告示、施行  
中野西二丁目地区：高密度地区変更  
防火地域、準防火地域変更

○東京都建築基準条例第7条の3 \*区域は裏面参照  
平成15年10月1日 施行 (平15年都告示第067号)  
指定区域の構造制限を施行  
平成21年8月1日 一部改正施行 (平21年都告示第231号)  
高台、保谷町地区：区域の一部変更

1:10,000

北

日影規制の凡例

規制範囲	規制範囲
1. 開発地域・地区	1. 開発地域・地区
2. 高密度地区	2. 高密度地区
3. 防火地域	3. 防火地域
4. 準防火地域	4. 準防火地域
5. 低密度地区	5. 低密度地区
6. 一般地区	6. 一般地区
7. 畑地	7. 畑地
8. 未開発地	8. 未開発地
9. 公共施設	9. 公共施設
10. その他	10. その他

用途地域・地区的凡例

用途地域	地区	用途地域	地区
1. 商業地域	1. 商業地域	2. 住宅地域	2. 住宅地域
3. 産業地域	3. 産業地域	4. 農業地域	4. 農業地域
5. 公共施設	5. 公共施設	6. 未開発地	6. 未開発地
7. その他	7. その他	8. その他	8. その他

注意

- 既存敷用用地域等の固定について
 

①既存敷用用地域は、原則として既存の道路境界から平均20mで、また、既定路線20m以内のもの路線にあって、20m×30mの範囲内です。

②既存敷用用地域と平行してある部分の進行方向は、原則20mです。

③既定路線に20m以上離れたもの路線については、原則10mです。

④既存の小路や側溝路線等については、既存路線の敷地界線からの距離です。

また、既存敷用用地域に近づいた場合は既存敷用用地域についても、既定敷用用地域の敷地界線からの距離です。

⑤30m以上の距離は、既存20m離れた他の敷用用地域との差異は一律30mと算定します。
- 上記に因らない実測距離規制について
 

①既野丁字4丁目-1の実測距離(規制74号)及び実測距離に付する規制範囲の実測距離にあって、20mです。

②中野北側敷用用地域については、既存の道路境界から20mです。

③中野南側敷用用地域については、既存の道路境界から20mです。

また、既野丁字4丁目-1番の王井橋山山頂部分にあっては、既定された規制距離規制3号の実測計測結果から20mです。
- 問合せ
 

中野区都市基盤整備部計画課  
03-3226-0001

東京都市計画土地区画整理事業の決定（中野区決定）

都市計画中野三丁目土地区画整理事業を次のように決定する。

名 称	中野三丁目土地区画整理事業				
面 積	約 1.0ha				
公共施設の配置	道 路	土地利用や街区構成を考慮しつつ、区画道路を適正に配置する。			
	その他の公共施設	種 別	名 称	面 積	備 考
		交通広場	中野駅西口広場	約 1,200 m <sup>2</sup> (嵩上部約 300 m <sup>2</sup> を含む)	中野区中野三丁目地内
宅 地 の 整 備	公共施設整備にあわせて、商業・業務・住宅等の複合的な土地利用を図る。				

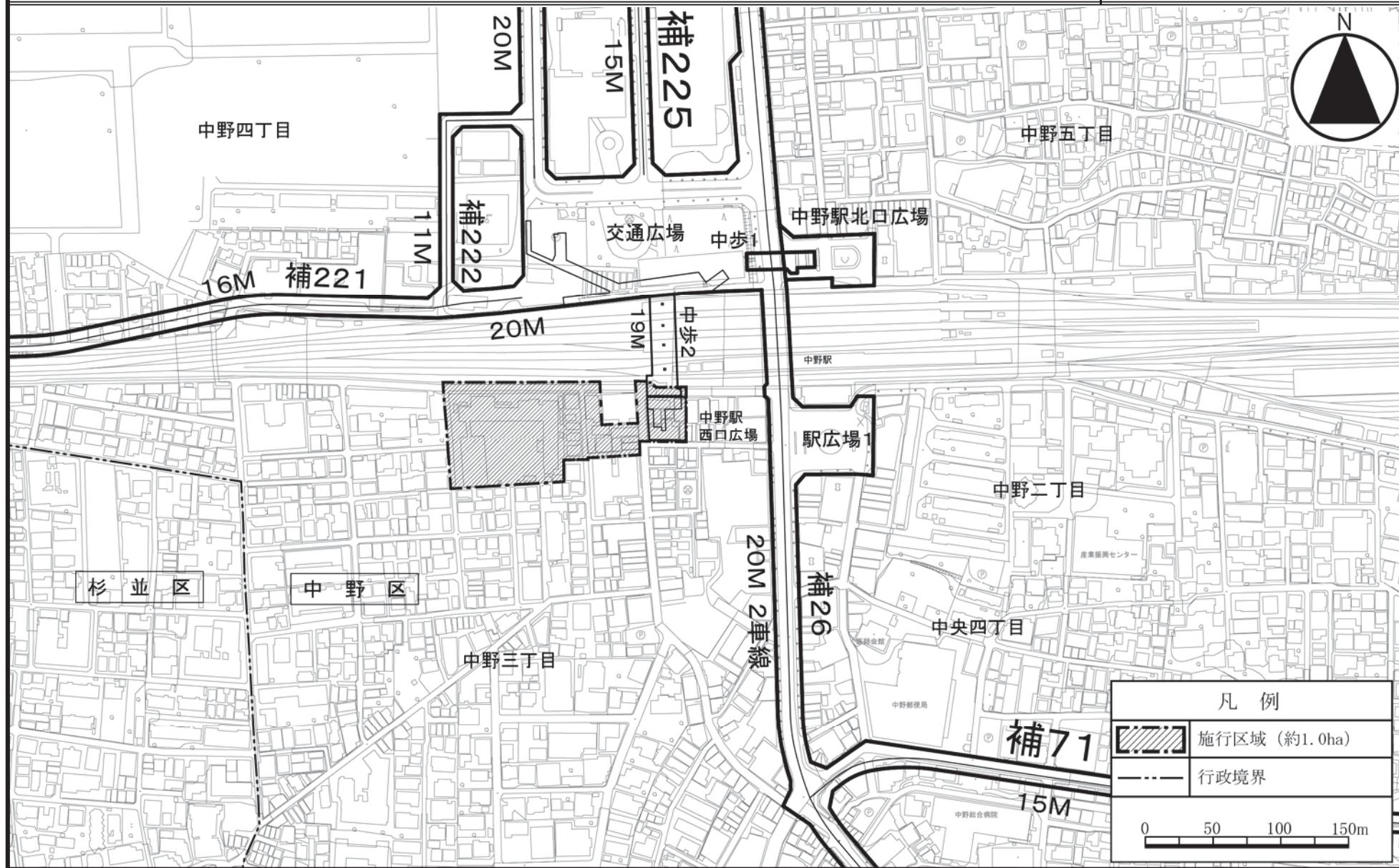
「施行区域及び公共施設の配置は計画図表示のとおり」

理 由

広域中心拠点としてふさわしい魅力ある都市機能の創出と良好なまちなみを形成するとともに、南側の新たな玄関口となる中野駅西口広場の整備及び駅直近の基盤整備を行い、防災性や利便性を高め、地区全体の生活環境の向上を図る。

東京都市計画土地区画整理事業  
中野三丁目土地区画整理事業 位置図

[中野区決定]



この地図は、東京都と株式会社ミッドマップが著作権を有している東京都縮尺 2,500 分の 1 の地形図を使用して作成したものである。無断複製を禁ず。(承認番号) 26 都市基交測第 123 号 平成 26 年 9 月 9 日、(利用許諾番号) MMT 利許第 009 号—25 平成 26 年 9 月 9 日

この地図は、東京都知事の承認を受けて、東京都縮尺 2,500 分の 1 の地形図（道路網図）を使用して作成したものである。ただし、計画線は、都市計画道路の計画図から転記したものである。

無断複製を禁ず。(承認番号) 26 都市基街測第 62 号 平成 26 年 6 月 27 日

東京都市計画土地区画整理事業

中野三丁目土地区画整理事業 計画図1（施行区域図）

[中野区決定]



この地図は、東京都と株式会社ミッドマップが著作権を有している東京都縮尺2,500分の1の地形図を使用して作成したものである。無断複製を禁ず。(承認番号) 26都市基交測第123号 平成26年9月9日、(利用許諾番号) MMT利許第009号-25 平成26年9月9日

この地図は、東京都知事の承認を受けて、東京都縮尺2,500分の1の地形図（道路網図）を使用して作成したものである。ただし、計画線は、都市計画道路の計画図から転記したものである。無断複製を禁ず。(承認番号) 26都市基街測第62号 平成26年6月27日

東京都市計画土地区画整理事業

中野三丁目土地区画整理事業 計画図 2 (公共施設の配置)

[中野区決定]



	施行区域 (約1.0ha)
	交通広場
0 50 100m	

この地図は、東京都と株式会社ミッドマップが著作権を有している東京都縮尺 2,500 分の 1 の地形図を使用して作成したものである。無断複製を禁ず。(承認番号) 26 都市基交測第 123 号 平成 26 年 9 月 9 日、(利用許諾番号) MMT 利許第 009 号-25 平成 26 年 9 月 9 日

この地図は、東京都知事の承認を受けて、東京都縮尺 2,500 分の 1 の地形図（道路網図）を使用して作成したものである。ただし、計画線は、都市計画道路の計画図から転記したものである。無断複製を禁ず。(承認番号) 26 都市基街測第 62 号 平成 26 年 6 月 27 日